

令和3年度 石狩市教育委員会会議（6月定例会）会議録

令和3年6月29日（火）
第2委員会室

開会 13時30分

委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 佐々木 隆 哉			
委員 門 馬 富士子			教育長職務代理
委員 松 尾 拓 也			
委員 山 本 由美子			
委員 根 本 壽 夫			

会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	安 崎 克 仁
生涯学習部理事	西 田 正 人
生涯学習部次長（教育指導担当）	石 橋 浩 明
総務企画課長	東 薫
学校教育課長	伊 藤 英 司
教育支援課長	鈴 木 昌 裕
社会教育課長（兼公民館長）	板 谷 英 郁
文化財課長	工 藤 義 衛
学校給食センター長	櫛 引 勝 己
総務企画課総務企画担当主査	鎌 田 晶 彦
総務企画課総務企画担当主任	西 山 知 子

○傍聴者あり 1名

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案審議

議案第1号 令和3年度一般会計予算（第4号補正）について

議案第2号 石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱

議案第3号 石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱

議案第4号 石狩市いじめ問題調査委員会委員の解嘱

議案第5号 石狩市いじめ問題調査委員会委員の委嘱

承認第1号 石狩市学校運営協議会委員の任命について

承認第2号 石狩市学校運営協議会委員の解任について

日程第3 教育長報告

日程第4 協議事項

令和3年度教育委員会の点検・評価について（令和2年度実施分）

日程第5 報告事項

石狩市教育委員会基礎データについて

日程第6 その他

日程第7 次回定例会の開催日程

開会宣告

（佐々木教育長）ただ今から、令和3年度教育委員会会議6月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

（佐々木教育長）日程第1 会議録署名委員の指名ですが、松尾委員にお願いいたします。

日程第 2 議案審議

(佐々木教育長) 日程第 2 議案審議を議題といたします。

議案第 1 号から議案第 5 号の審議を非公開とする件について

(佐々木教育長) 議案第 1 号「令和 3 年度一般会計予算(第 4 号補正)について」、議案第 2 号「石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱」、議案第 3 号「石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱」、議案第 4 号「石狩市いじめ問題調査委員会委員の解嘱」、議案第 5 号「石狩市いじめ問題調査委員会委員の委嘱」以上の 5 件は、石狩市教育委員会規則第 15 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に該当いたしますので、非公開案件として後ほど審議したいと思います。ご異議ありませんか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、非公開案件とすることに決定いたしました。

承認第 1 号 石狩市学校運営協議会委員の任命について

承認第 2 号 石狩市学校運営協議会委員の解任について

(佐々木教育長) 承認第 1 号「石狩市学校運営協議会委員の任命について」と承認第 2 号「石狩市学校運営協議会委員の解任について」を一括して事務局から報告をお願いします。

(安崎部長) ただ今、一括議題となりました承認第 1 号と承認第 2 号について、説明いたします。

承認第 1 号は、今年 4 月の教育委員会会議で今年度からスタートしたコミュニティ・スクールにあわせて、市立学校の学校運営協議会委員の任命について議決をいただいていたところですが、人選が遅れていた紅南小学校の学校運営協議会委員の任命について速やかに任命する必要があることから、教育委員会教育長事務専決規程第 2 条第 1 項に基づき、教育長の専決により決定いたしましたので、同条第 2 項に基づき報告し、承認を求めるものでございます。任命期間は、本年 6 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日まで、委員は資料に記載のとおりでございます。

承認第2号は、ご本人からの辞任の申し出があり、教育委員会会議を開く暇がなかったことから、教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項に基づき、教育長専決により令和3年6月21日付けで委員の任を解いたものでございます。同条第2項に基づき報告をし、承認を求めるものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

(佐々木教育長)ただ今、事務局から説明がありました承認第1号及び第2号につきまして、ご質問等あればお願いします。

(門馬委員)承認第1号についてお聞きしたいのですが、紅南小学校の地域住民の方で所属団体“紅南小学校おやじ組 元組長”とありますが、“おやじ組”とは一体どのような団体でしょうか。教えてください。

(安崎部長)学校のためにいろいろ支援しようと保護者のお父さん達が組織し、“おやじ組”と称して活動されていると聞いております。今回の趣旨のコミュニティ・スクールの部分で、学校のために一生懸命に活動していただけるということで、そのメンバーの中から選ばれた方であると承知をしています。

(門馬委員)PTA会とは別な組織でお父さん達だけで組織しているのでしょうか。

(安崎部長)そのとおりです。

(門馬委員)わかりました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

(根本委員)“紅南小学校おやじ組”について補足説明をいたします。“おやじ組”は、児童のお父さん達と一緒に頑張ろうぜとウィットに富んだ名前を付けて活動されています。

例えば、夏にお祭りを開催して焼き鳥を焼いたり、冬にお正月の餅つき行事を開催したり、子ども達を楽しませよう、盛り上げようという団体です。

(佐々木教育長)根本委員、ご説明ありがとうございました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

(松尾委員)承認第2号について質問します。委員の解任をされたとありますが、この委員に代わる補充選任の予定はありますか。

(東課長)今のところ学校から補充ということの報告はございませんので、欠員の扱いになるかと考えております。

(松尾委員)わかりました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)他にご質問等ないようですので、承認第1号及び承認第2号につきましても、いずれも承認ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)ご異議なしと認め、承認第1号及び第2号につきましても、いずれも承認いたしました。

日程第3 教育長報告

(佐々木教育長)次に、日程第3「教育長報告」を議題といたします。6月定例会の教育長報告につきましては、お手元にお配りをしてございます資料をご覧ください、報告に代えさせていただきます。

また、あわせて6月定例会での一般質問、及び建設文教常任委員会での質疑要旨もお配りをしてございます。これらもあわせて、ご質問等がございましたらお願いします。

(門馬委員)5月28日に「石狩管内中学校体育連盟古川会長と面談」と「石狩市中学校体育連盟佐藤会長と面談」とありますが、何か今後の大会の活動についてお話がありましたか。

(佐々木教育長)この時点で緊急事態宣言が延長になるという情報が流れていましたので、中体連の大会をどうするか話し合いました。古川会長からは管内の

中体連で検討している感染防止対策の説明と会長が把握している範囲での管内の動向等を聞きました。

このことも踏まえ、その後、市中体連の佐藤会長と本市の中体連の大会をどうしましょうかというお話をいたしました。本市の場合は、各学校とも感染防止対策をしっかりと講じた上、当初の予定どおり6月11日・12日の日程で市中体連を開催する方向でいると確認をいたしました。

(門馬委員)わかりました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

(松尾委員)2点質問したいのですが、1点目は、教育長報告の6月10日に「北海道有朋高校の校長と面談」とありますが、この面談に至った経緯と当日の話の内容をお聞きしたいです。

2点目は、教育関係議会質疑(R3年2定)の1頁、松本議員の一般質問にある生理用品についての答弁要旨で“市内にモデル校を設置することを目指し、調整する”とありますが、この件について詳しい内容を教えてください。

(佐々木教育長)最初の質問に回答します。「有朋高校元紺谷校長との面談」は、先方から面談の申し出がありました。

有朋高校には単位制課程があり、いろいろな高校を中退・再入学しながら、最後に単位制の高校に入り直して落ち着いた学びができている生徒がいらっしゃるということです。

単位制の特徴や利点を最初から生徒達がわかっていたら、中退・再入学といった回り道をしなくても済むのではないかと高校側が考え、中学校の進路担当の先生等に単位制の説明をオンラインで開始しますという説明がありました。市内中学校にこの周知をお願いしますということでお見えになりました。

6月15日の定例校長会議の時に、私と校長会事務局長から、この話を各校長先生に説明をしています。

2点目の質問については、伊藤学校教育課長から説明をお願いします。

(伊藤課長)私から6月の第2回定例会における、松本議員からの学校への生理用品の設置についての質問に対する答弁について説明をさせていただきます。

最近、日本全国的に「生理の貧困」という言葉が盛んに報じられている状況がございます。一部、本州の自治体、学校においても生理用品の無償の配布、さらには学校内の女子トイレに生理用品の設置をする動きがあることから、石狩市

でも実施しないのかという質問の趣旨でございました。

現在、石狩市においては、各学校の保健室等で児童生徒からの申し出により無償で生理用品を配布しております。

その上で、先ほど申し上げたように「生理の貧困」という問題もあることから、学校において生理用品の配布を検討しましたが、なかなかニーズの把握が難しいこと、さらに生理用品の入手困難な方が一定程度いる可能性もあることから、小学校1校・中学校1校をモデル校として選び指定し、学校の規模等、地域性を考慮しながら、この事業を行なってみようという答弁でございます。現在、その内容については、学校と調整中でございます。

(松尾委員) 実際に一定程度の配慮が必要な児童生徒が存在する可能性はあり、対応をしなければいけないという意識でご検討いただいていることに関しては、非常にありがたいと思います。

ただ、生理用品を必要な児童生徒に届けることが大事なことだと思いますので、モデル校での取組がこの問題に対して相応しいかということ、少し疑問が残ります。

例えば、期間を決めて生理用品の配置を全校で行ってみて、どれくらい使われるか等、もう少し取組の内容についてご検討していただく余地があるかと思えます。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

(門馬委員) 全校の保健室等で生理用品を無償で配布をしていると回答をされていますが、どのくらいの利用状況があるのか、数量の把握をしていらっしゃるでしょうか。

(伊藤課長) まず初めに松尾委員のご質問にお答えします。いつまでもこのモデル事業を続けることではございません。期限を決めて実際にどういった配布状況を把握した上で、最終的に全校へ配布をすることになるのか、それとも違う形の考え方になるのか、そういったことを今後、判断して参る予定でございます。

次に、門馬委員のご質問にお答えします。すでに各学校に年間の配布状況について確認をしております。学校の規模によりそれぞれ異なりますが、小中学校の全校を合わせると、数量は年間で350件程の要求があると聞いております。

(松尾委員) 再度、事業の仕方のご検討をしていただければと思います。こういうニーズは、非常に個別性の高いことなので、石狩市の規模において特定の学校

だけで実施し、確率論でこれぐらいの数量が必要という分析方法で正確なデータを割り出せるかどうか疑問に思いました。本当にモデル校形式でニーズを拾う方法がいいかどうかについて、ご検討いただいた上で進めていただけないかと思います。結局、生理用品を必要とする児童生徒がいるか、いないかを把握することが一番重要なことだと思います。

(佐々木教育長)今は最低限のセーフティネットの形として保健室で配布しているわけで、要はそれじゃ足りないというニーズはどれぐらいあるんだろうという話と、それから事務局内部で検討した時に生理用品を配布用として設置すると、無料であるため全部持っていく児童生徒がいるのではという懸念や、購入費用が学校の負担ではないかという話になりまして、いきなり全校で実施することは、若干ハードルがあると考えるものですから、小中学校で1校ずつのモデル校形式にしております。

(松尾委員)教育長がおっしゃったことについて私も同感ですが、その辺も含め短い期間で、全市的なニーズを押さえる方法もあるのではと思い申し上げてみました。

最低限のところは、保健室等でカバーしていること、しかし、そこに行きづらい児童生徒や足りない場合もあるのではという答弁の現状認識の部分は、私も同じ考えです。

その上でどれぐらいの数量が必要かどうかのニーズ調査で、果たしてモデル校形式がいいのか疑問に思います。

(佐々木教育長)モデル校を設置して行ってみますというパターンは、比較的一般的であるものですから、こういう形にしていますが、まだスタートするまでに時間がありますので、もう少しいい方法の有無を含めて内部で検討してみたいと思います。

(松尾委員)お願いいたします。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

(松尾委員)もう一点質問したいのですが、「有朋高校元紺谷校長との面談」のことで当日の内容は、わかりました。単位制の高校が学びやすい生徒が一定数いるというお話で高校と中学は制度が全然違うので、すぐに実施することは難しいと思いますが、単位制の学校の学びやすさのエッセンスを活かして、例えば、

なかなか学校に通えない児童生徒に対しての教育で我々の教育委員会の中でも共有できるものを採用し、小中学校で活かせることがあればご検討いただければと思いますがいかがでしょうか。

(佐々木教育長) 義務教育で単位制は考えられますか。

(松尾委員) 直接というよりは学びが抜けているところをきちんと補う部分で何かできないかと思い発言をしました。授業のスタイル等、いろんなことがあると思いますがいかがでしょうか。

(佐々木教育長) 小中学校では通級指導教室等で学びに関して足りない部分を補うことを行っています。単位制の利点は、単位さえ取ればいいから時間割を自分で決めることができること、人とあまり会いたくないと思ったら、会わないような時間帯に授業のコマを入れることができるので、単位制が合っている生徒も結構いますというお話でした。

(松尾委員) その辺は義務教育の中で課題になっている場合と共通するところがありますね。

(佐々木教育長) 不登校の児童生徒に対する支援のあり方という意味では考えるべきところは、あるのかもしれませんが。

(松尾委員) そうですね。趣旨としては、そういうことです。

(佐々木教育長) そういった広い観点からいろいろとエッセンスは、考えてみたいと思います。他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) 他にご質問等ないようですので、教育長報告につきましては了承ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、教育長報告は了承をいただきました。

日程第4 協議事項

(佐々木教育長) 次に、日程第4 協議事項を議題といたします。

協議事項 令和3年度教育委員会の点検・評価について(令和2年度実施分)

(佐々木教育長) 協議事項 「令和3年度教育委員会の点検・評価について(令和2年度実施分)」、事務局から説明願います。

(東課長) それでは私から、教育委員会の点検・評価(令和2年度分)について説明をいたします。

今年度の点検・評価は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする新石狩市教育プランの初年度の実施事業について行うものであります。お手元の資料をご覧ください。こちらは事務局において作成いたしました原案となっております。

初めに、1頁目をご覧ください。点検・評価に関する基本的事項として報告書の作成、評価の対象、評価手法や学識経験者の知見の活用等について記載をしております。次に、2頁目から5頁目までは、教育委員会の活動状況について定例会及び臨時会の開催日程と付議案件について記載をしております。

6頁目から34頁までが各事業の点検・評価書となっており、6頁の施策別の取組状況一覧に記載の施策ごとの点検・評価を行なっております。

なお、様式につきましては、昨年度まで使用していた文章による評価書の体裁から3段階の評価方式へと変更をしております。これは委員の皆様及び外部評価委員の皆様から“長々と文章を読まなければ結論まで至らず、少し簡略化できないか”といった、これまでのご指摘等を踏まえ変更したものであります。

各頁の先頭にプランにおける基本目標・基本方針・施策を表記し、その下段に各施策に掲げる主な取組とそれぞれの取組についての評価及び担当所管を記載しております。その直下にプランで掲げる成果指標に係る令和2年度の実績をそれぞれ記載しております。

評価欄の記載の方法についてですが、取組が予定どおりに実施できた場合は「A評価」、実施できなかった場合は「B評価」、予定以上の成果があった取組は「AA評価」としております。

加えて「B評価」の場合には、できなかった理由の分析、あるいは改善の方向性について、逆に「AA評価」の場合には、予定以上の成果を上げた理由等について、それぞれ下段の分析欄や方向性の欄に記載することとしております。

また、新型コロナウイルス感染症等のやむを得ない要因により実施ができな

かった事業については評価不可として、「Z評価」を用いております。

次に、35頁から36頁につきましては、「点検及び評価に対する学識経験者による意見について」となっております。

本日は協議ということで事務局の原案を提示させていただき、この後、委員の皆様からのご意見等を踏まえ、必要な修正を行い、9月開催予定の外部評価委員会に向けて準備を進めて参りたいと考えております。

(佐々木教育長)ただ今、事務局から説明がありました協議事項 について、ご質問等があればお願いします。

(松尾委員)以前、報告書の体裁について、もう少し簡略でも良いのではというお話をさせていただきましたので、このことについては、良かったと思っています。

ただ、点検・評価を実施することの目的を考えると1年間の教育委員会としての取組を検証して、さらに今後、こう伸ばしていくという意識で見ると少しボリュームが足りないかと思えます。

「A評価」の場合は、分析・方向性の欄は斜線で記述の無い形になっています。目標は達成したが、改善点があります等、逆に言うと、こういうことの要因でうまくできたとか、いずれにしても何かしらの振り返りというものは、あると思えますし、どこにも改善ポイントが全く無いということは、基本的にあまりあり得ないのかと思えます。

実際に取り纏めをされている時は、そういったことも意識して、評価を付けていると思えますので、その辺が読み取れるような評価書にしていただけると、より日々の業務に活かされると考えます。

(佐々木教育長)松尾委員からご意見をいただきました。他にご意見等ございませんか。

(門馬委員)松尾委員の意見と重なるところもありますが、報告書に外部評価委員会の意見がところどころに書かれています。この意見を踏まえて、どうだったのかを書いていただけると外部評価委員会の存在価値が活かされるのではと思います。

もちろん、全部を書くことができないところもあるでしょうけど、若干でもこういう意見が出されて、それに対しては、こう行いましたというようなことはあってもいいのではと思います。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

(山本委員) この形式は非常に見やすくなって項目ごとに纏まっていて、私もすごくいいと思います。ただ、ほとんどの評価が「A」で「できた」となっています。それでは、これで100%満足なのか、もう改善することはないのかということ、そうではないと思います。今後、もう一步こういうことを実施したいという目標等、方向性が見えていけばいいなと思います。そういうことが分析・方向性のところに書いてあると今後の目標が見えていいと思います。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

(門馬委員) 17 頁に「学校ホームページの充実」について書かれていますが、評価が「A できた。」で、その下段以降は、何も書かれていなく空欄です。

学校ごとにホームページは全部違いますので、全部が全部、「A 評価」だったとも思えませんし、「A 評価」もあつたのかもしれないし、若干 B の部分もあつたかもしれない。特定の学校ホームページが「B 評価」だったということではありませんが、今後、総体で見ると「A 評価」だったけれども、個々に見ると若干、修正すべき点があつた等、特筆すべきことが書いてありますと、より親切で丁寧であると思います。

学校ホームページのことを例としましたが、恐らく他の項目でも、そういうことがあるのではと思います。

(松尾委員) 今回の評価を見ますと「AA 評価(良くできた)」の事業は2つしかなく、他の事業は、ほぼ「A 評価」で非常に良くできた取組は2つだけということでもあるのではと感じました。それが駄目だとかを言いたいわけではなく、改善すべきところは、それぞれの取組でいろいろあるはずなので、そういう意識のため「AA 評価」ではなく恐らく「A 評価」になっていると思います。

その辺をしっかりと振り返って記入されると、きっといい点検・評価になるかと思えます。

(佐々木教育長) 根本委員は、何かご質問等ございますか。

(根本委員) かつての点検・評価報告書の様式と見比べていますが、委員の皆さんがおっしゃることは、もっともだなと感じられます。今のところ、なかなか意見としては出せません。

(佐々木教育長)ありがとうございます。根本委員は、いきなり見てですからね。委員からいろいろと意見が出ていますが、事務局の方で、ただ今の意見についての見解等あればお願いします。

(東課長)いろいろとご意見をいただきまして、ありがとうございます。前年度までの様式に比べると、非常に簡素化されておりますので、見た目の印象というものもあろうかと思えます。

そもそも教育プランにおいて、最低限達成することが目標であって、「AA評価」を目指していくところはあるにしても最低限が「A評価」として、しっかりと取り組んでいくところと言うと「A評価」が多くなるのは、これは必然なんだろうと思えます。

当初どおりできたことに対して何故できたのかという部分については、松尾委員がおっしゃるとおり、できていても少し足りないところがあるというところは、事業によってはあるかもしれません。そういうところは、今後の方向性等について、さらにこういうことができるという表記ができるのかもしれませんが、全ての項目において、そういう評価ができるかどうかは、また少し難しいのかと思えます。

もし、改善のポイントがあれば、「B評価」となっていると思えます。それぞれの所管が達成できたかどうかというところの視点で評価していることをご理解いただきたいと思います。「AA評価」がすばらしくて「A評価」は駄目、ということではありません。「A評価」は、最低限できているということです。

山本委員からのご意見でも「A評価」の中でも95%なのか、100%なのかというところは恐らくあると思えます。5%足りないのであれば、やはり改善の余地があるのでしょうか、所管で今一度、本当に評価が「A」なのか「B」なのかということ判断することは、必要なのかもしれません。

門馬委員からの例示がありました学校ホームページの件について、このことだけを取り上げて言うのもなんですが、結局これも今、申し上げたとおりに充実に向けて各学校が取り組みましたということが客観的に外部から見た時に充実していないという評価をもって、「A」「B」と付けていることでもないものですから、客観的に自分達がホームページの充実に取り組んだのであれば、これは自分達の業務の振り返りとしては、「A評価」になってしまいます。そこを「B評価」ではないかというような、なかなか難しい設問もあるのかと考えております。

事務局といたしましても、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、少なからず方向性については、今後もこれらの取組を適切に推進していく等、そういう方向性は、少なからず書けるんだろうと思えます。それらも含め、その中の書きぶり等については、少し検討させていただきたいと考えております。

(佐々木教育長)ただ今の事務局の説明でいかがでしょうか。

結局、A評価なのかB評価なのかというところが問題ではなく、A評価でもどうしてAなのか、A評価だけれども、例えば今後はもう少しこういうふうに取り組んでいきたいといった点があれば、その辺を記入することで、この評価をする上でも参考になっていくでしょうという感覚ですね。

(門馬委員)評価「A」,「できた」これでこの取組はいいのだなと、これで終わってしまうと前に進まないと思います。客観的にできたんだと、それはいいんです。教育委員会の職員が一生懸命に仕事をしてできるというのは、当然といえば当然のものですから。

ただし、「A評価」で「できた」とストップしてしまうと、この評価の意味があるのかなと思いますので、先ほど、このことを申し上げました。

(松尾委員)16頁にコミュニティ・スクール導入による地域一帯の学校運営という項目があり「A評価」になっています。

これは何をもって評価するのでしょうか。例えば、「コミュニティ・スクール導入できました。」なので「OKです」という評価でいいのでしょうか。実際にこういう制度を導入されたことによって、今までの学校経営と違う側面が出てきたこと等、もう少し掘り下げて進めていけないといけないところが実施してあったということ等が出てこない、この点検・評価が実際に教育活動を前に進めていく作業にならないと思います。

ただ単に「A」を付けて終わりということであれば、少しもったいないと感じます。その辺の取り纏めに当たって意識をしていただきたいと思います。

推察するに前年度は、コミュニティ・スクールの設置はできたけれども、コロナ禍で、なかなか会議を開いて委員が集まることもできないということが、本来であればこの分析・方向性の中に書かれてあってもいいのではと思います。

(門馬委員)今のコミュニティ・スクールのことと言えば、確かに導入はできて組織はできました、できたので「A評価」です、とこのようになったのだろうと思いますが、その中身まで踏み込むのか、うまく機能しているのか等、松尾委員がおっしゃったようにコミュニティ・スクールを作る前と作ってからの現在の学校経営がいい方に変ったのか、それとも変わらず単に形式的に委員が集り、会議を開催しただけで終わってしまった、ということまでを評価するのでしょうか。

それとも教育委員会としては組織を作りました、だから、「できました」でき

たので「A評価」です。それで終わるのでしょうか。これに関してそういう疑問が湧いてきます。

(東課長)まず、教育プラン全体を実施できて効果が上がることによって、石狩市の教育環境がより良くなるという全体があって、それを各論に分けてどういう取組をしようかという具体の取組を規定して、その取組ができたかどうか、ある意味、点検・評価の表わしているものになります。

このため、門馬委員がおっしゃられたコミュニティ・スクールを設置した後の効果がどうだったというところまで踏み込むのかどうかは、この点検・評価の中で実施することなのか、別の舞台で実施することなのか、あくまでも実施する取組を、教育プランの中で定めていき、その取組を実施できたかどうかの評価になると、設置をしました、その取組として出しているものとしては、できていることになります。

例えば、会議を開けなかったから評価が「B」になるかということ、設置するという取組に対しては、「A、できた」となるため、設置後の評価については別の項目で評価する内容なのでは、という意識も私の中にはあります。そこまですっと進んでいくと取組を全て派生させると元々プランで定めている取組とは何ぞや、それを実施する、実施しないの話ではないのか、というその議論はどうなるのかという部分がプランを見ていくと、そういう思いもあります。

(松尾委員)そうするとコミュニティ・スクールは設置すればOK、学校ホームページが開設されていればOK、ということになりませんか。

(東課長)お決めいただいたプランの中で取組として挙げているものを実施しますと掲げて実施したという評価では足りないということになるのでしょうか。

そうするとプランの取組方等、プランに挙げている内容自体がどうなんだというところまで話が戻ってしまわないだろうかという考えも一部あります。

元々プランに掲げている取組があるわけですから、それに対してのどういうふうにしたのか、できなかったのか。おっしゃるとおり、100%できたのか90%だったのか、90%も含めてできたとしているのであれば、実はちょっと足りないのだから方向性の中に、できたけれども、もう少しこれができたら良かったなという未来の方向性というのは、事務を担当としている側として出せると思います。

受け手側とか成果という部分で評価するというのは、自分達のセルフの評価ではなくてくる部分もあるのではないかなという気もしております。

(松尾委員)この点検・評価は、教育委員会のお仕事についてP D C Aを回すために、去年はこういうこと行い、ここができました、ここはできませんでした、ここはできたが、もう少し上手なやり方があります等、そういうサイクルを回すためのもので、そのために作業しているという認識をしています。

例えば、コミュニティ・スクールの場合、設置をしていない時から見ると、まず設置をすることが当然の目標であり、そして、設置後に中身をどれだけ充実させるかが次の目標になっていくと考えます。

このように今後の内容が、評価をしていく中で徐々に出てくるものではないかと思えます。

(門馬委員)去年までの点検・評価報告書は、確かに分厚くて読むのも、評価を書くのも大変だったんですが、松尾委員が発言された方法で行っていたような気がします。だけど、この方法を変えると言うのであれば、それはそれで別なのかと思います。

例えば、確かにコミュニティ・スクールの組織は作りました、それがうまく機能しているのかどうかというところまでを評価すると思ひ、私自身の感覚としては、組織を作りました、そして、初年度はこうだったが、次年度には、さらに機能を高めて地域の学校の活性化のため、このように寄与していますというようなイメージをしていました。

(佐々木教育長)ただ、コミュニティ・スクールで言うと例えばその成果指標を見ると、これはいくつの学校にコミュニティ・スクールを設置したかではなく、コミュニティ・スクールがきちんと機能していることを評価の対象にしているわけですから、やはり最終的には機能させていくところに目標を置くべきなんだろうと思います。

東総務企画課長から説明しましたが、これまでの様式の簡略化という話とわかるような説明とこのバランスをどこら辺に求めるかということもあると思ひます。

点検・評価の実施をする以上、次の改善に結びつけていけるような糸口がどこかに見えていないと中々辛い部分もあります。先ほどの、東総務企画課長の説明の中で、今後、記載内容を検討していくということでもありますので、委員の皆様のご意見を踏まえ、もう少し事務局で検討していただければと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、要改善事項はありますが、協議事項は、少なくとも様式についてはこのような形でよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) そういう形で進めていくということで協議事項 を了解しました。

日程第5 報告事項

(佐々木教育長) 次に、日程第5 報告事項を議題といたします。

報告事項 石狩市教育委員会基礎データについて

(佐々木教育長) 報告事項 「石狩市教育委員会基礎データについて」、事務局から説明願います

(安崎部長) 教育委員会の「基礎データ」については、別冊で資料を配布しております。1番の「令和2年度市内小中学校児童生徒数・学級数については、5月の教育委員会会議で報告をしておりますので、2番の「令和2年度いじめ・不登校の状況」以降について各担当課長から報告・説明をいたします。

(鈴木課長) それでは、資料の2頁、2番「令和2年度いじめ・不登校の状況」のうち、最初に「いじめの状況」について報告いたします。

いじめの認知件数の表をご覧ください。令和2年度小学校のいじめの総数件数・認知件数は773件で、中学校88件、計861件です。前年度の件数と比較しますと、小学校で152件、中学校で60件と減少しています。件数が大きく減少した内容としましては、年2回いじめのアンケート調査を直接、児童生徒に対して行なっておりまして、いくつかの項目が分かれており、小学校におきましては、「冷やかしゃからかい悪口・嫌なことを言われた」、あるいは「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり」というような認知件数が大きく減少していることに伴い、総件数も減少しております。

中学校におきましては、「冷やかしゃからかい悪口・嫌なこと言われた」、あるいは「仲間外れ、集団による無視」の認知件数が大きく減っている、このことが大きく件数の減少している原因となっております。

認知件数の増減にかかわらず、いじめは認知をする中で、その後どのように解消するかが必要になります。認知の件数で見ますと、前年の増減もあながら、児童・生徒本人あるいは学校において、認知をする体制が、年々作られていると考えております。

続きまして、表の3番目の「認知した件の現在の状況」の解消状況で、いじめ・認知解消率100%、861件中、全て解消となっております。

今後も認知の精度を上げ、早期に必要な指導や支援を行うことに努めるとともに、いじめを生まない教育や環境づくりを行う未然防止の取組をあわせて進めていく必要があると考えております。

続きまして、3頁目の「不登校の状況」について、報告いたします。

不登校の児童生徒数全体では、前年度比33件増加している形になっております。小学校では31件、中学校については2件、前年度と比較して増加しております。令和2年度の不登校の状況は、小学校の不登校の件数がかかなり増えている状況でございます。左側の表の中段をご覧ください。新規・継続別に分けた不登校の状況を表示しております。この中で令和2年度に新たに不登校になった児童が33件、継続が16件で、特に小学校の新規件数が増えている状況でございます。

続きまして、頁の右側をご覧ください。「令和2年度の不登校の主たる要因」で、学校の調査の中で1番目、複数ある中で最も主たる要因は何でしょうかという状況の内訳の表でございます。

小学校におきましては、1番多いのが26件「無気力、不安」で全体の半数以上を占めております。2番目に多いのは10件「親子の関わり方」となっております。

中学校に移りまして1番多いのが「無気力、不安」、2番目に多いのは、やはり思春期ということで「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、3番目に「生活リズムの乱れ、あそび、非行」という状況になっております。

総体の部分で、また小学校中学校で主たる要因は、どちらも「無気力、不安」の件数が多いこと、さらに小学校でも新規件数の増加ということで、今後、注視しなければいけない状況にあると思っております。

現在、教育委員会の支援体制は、教育支援課に3名のスクールソーシャルワーカーと今年度からは2名の教育支援主事の配置をしております。教育支援主事とは、今年の3月まで校長先生を経験されていた学校現場に精通している方です。それぞれの専門家の方が分析・検討しながら、やはり一番多い「無気力、不安」という中でも当然、個々によって状況が違うという中で地道な形で継続的な支援を学校、家庭、教育委員会が連携していくことが必要であると思っております。

続きまして、4頁をご覧ください。「教育支援委員会の協議状況」でございます。教育支援委員会では、就学する際に通常学級もしくは特別支援学級あるいは在籍してからも通常学級・特別支援学級の意向等、それぞれ就学する際に専門的な立場から協議をいただいて、その子どもにとって、どのような環境の学びの場

が適切なのかを審議していただく会議を行っております。

協議の内訳は、新規児童 58 名となっています。前年度比 1 名増加で、全就学児童の割合として 13.1%の児童について、協議を行った状況でございます。

最近の傾向としまして、新規就学児童の協議の総数は減っている一方、在籍、いわゆる学校に就学してから、通常学級から特別支援学級への移動についての審議をするケースが見られます。

引き続き、学校や子ども発達支援センター、保健師等と連携しながら対象児童の把握に努めていくことが必要だと考えております。以上 3 つについて、私からの報告とさせていただきます。

(櫛引センター長) 私から、資料の 5 頁の令和 2 年度学校給食費収納状況について説明いたします。

初めに、現年度分につきましては、調定額約 2 億 3,978 万円に対し、収納済額約 2 億 3,438 万円で、収納率は前年度より 0.6%増の 97.7%となりました。

次に、滞納繰越分につきましては、調定額約 3,004 万円に対し、収納済額約 544 万円で、収納率は前年度より 3.6%増の 18.1%、不納欠損額は、前年度より約 124 万円増の約 370 万円となりました。全体では調定額約 2 億 6,983 万円に対し、収納済額約 2 億 3,982 万円で収納率は、前年度より 0.6%増の 88.9%となりました。

なお、未納の件数も少なくなっており、現年度分につきましては、前年度より 139 件少ない 220 件、率にして 38.7%減、滞納繰越分につきましては、前年度より 101 件少ない 685 件、率にして 12.8%減、全体では前年度より 240 件少ない 905 件、率にして 21.0%減となりました。私からは以上です。

(板谷課長) 「社会教育施設等の利用状況」の社会教育課・公民館担当分を報告いたします。

資料の 6 頁から 7 頁の前半をご覧ください。社会教育施設につきましては、一般的に新型コロナウイルス感染症拡大の防止から休館等がありました。

また、活動団体の自粛が多かったことから、全体的に利用者が減少している状況にあります。

ただ、いくつか減少していない施設がございます、「学び交流センター」につきましては、りんくる等、他の施設等が使えなくなり、こちらに流れてきていて件数の増となりました。また、「公民館」も若干、件数の減り方が少ないのは、これも同じような状況です。「高岡ふれあい研修センター」については、体育館の小型なアリーナがございますので、スポーツ施設としての利用を求めて、他から流れていったというような状況がありまして、この 3 施設については、一様に

減っているという状況にはないというような状態です。報告は以上です。

(工藤課長)私から、資料の7頁下の「資料館等の入館者数」について報告いたします。

市内の資料館は、「いしかり砂丘の風資料館」と「はまます郷土資料館」の2館でございます。

「いしかり砂丘の風資料館」は入館者が約半減、それから、「はまます郷土資料館」は、入館者が前年比で約3分の2になっております。これは、新型コロナウイルスの感染拡大防止によって、休館を余儀なくされた期間あったこと、それから、全般に行動変容ということで、自粛が続きまして学校、あるいは、団体の利用が激減した部分も影響していると考えております。私からは以上です。

(西田館長)私から、「石狩市民図書館利用状況」について報告をさせていただきます。資料の8頁です。

市民図書館全館の貸し出し数及び入館者数は、新型コロナウイルス感染拡大防止によって臨時休館を行なったため、前年を下回ってございます。特に本館での入館者が、4割ほど減少いたしました。感染拡大防止のため、例年、開催されておりました「図書館まつり」の中止と「科学の祭典」のオンライン開催が大きく影響しているものと思われまます。

貸出数及び入館者数の減は、やむを得なかったと思いますが、そのような環境の中にありまして、図書館独自の動画作成や、科学の祭典における趣向を凝らしたオンライン動画の配信は、これからのコロナ禍における新たな情報発信のあり方として、可能性を見出したものと解してございます。

また、昨年は開館20周年の記念の年となり、当初のイベント等は実施できませんでしたが、10月に「座談会」、3月に市民とともに歩む図書館としての「あゆみ」を発行することができました。

「蔵書点数(全館)」に関しましては、1%の増となっております。こちらは、コロナ禍における国の臨時交付金「図書館パワーアップ事業における図書購入費」が予算化され、購入したことによる増が主な要因でございます。

「レファレンスサービス」の件数の増加に関しましては、所蔵調査・事項調査がございまして、レファレンスの周知が、市民に浸透してきたこと、また、議会の答弁事例等、専門分野について、例えば、障がいに関する関係書籍の紹介等、図書館で調査できることを市役所各課に周知してきたことが、件数の増に結びついているものと考えられます。

(佐々木教育長)ただ今、事務局から報告がありました報告事項 について、ご質

問等があればお願いします。

(根本委員)不登校の部分で質問したいのですが、3頁目の「令和2年度の不登校の主たる要因」で「本人に係る状況」の児童・生徒の人数が大変多いと感じます。

「生活リズムの乱れ、あそび」、「非行・無気力、不安」特に「無気力、不安」の部分で参考までにお聞きしたいのですが、ゲームやスマホ等の使用時間と関連があるのかと思います。全国学力学習状況調査で、そういった項目を調べますが、この中に石狩市の児童生徒の実態と照らし合わせて影響がありますか。どう考えられますでしょうか。

(鈴木課長)まず、ゲーム等の長時間使用による学力の低下は、関連性があると教育委員会として捉えております。

一方の不登校の状況についてで、仮にゲーム等に熱中し過ぎて昼夜逆転等コントロールのできない状況になりますと、この区分では「本人に係る状況」の「生活リズムの乱れ」に反映している状況でございます。

一番多い「無気力、不安」ということで概念的な言葉を使っていますが、実際に学校から報告が来ている中で、具体的にはどういう状況なのかという「不安」の場合、集団に入っていく、対人不安、あとは最近、病名がつかないような様々な出来事に過敏な子どもの特性で病院に受診しているケース、あとは「無気力」の場合、理由はないけれども、学校に行きたくないことを子どもが訴えている幾つかの事例でいきますと、そのような状況になっております。

根本委員がおっしゃるように、やはり小学校・中学校とも、圧倒的にこの数が多いことから、我々も学校とこの部分、先程もスクールソーシャルワーカーを3名配置していることを申し上げましたが、今、学校には、週一回の頻度で訪問して学校のコーディネーターの先生や担任の先生と不登校の状況の児童生徒について情報共有をしながら、今、学校で取り組んでいること、これから取り組めること等をお話しする。または場合によっては保護者と、スクールソーシャルワーカーが面談するというので、この部分に最も支援が入っていかなければいけないという認識を持っております。

ただ一方で、それぞれの児童生徒の状況によって、これを実施したら不登校がすぐに解消できるというものでもありませんので、粘り強く地道な支援が必要と考えております。

(根本委員)わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) 他にご質問等ないようですので、ご異議なしと認め報告事項は、了解いたしました。

日程第6 その他

(佐々木教育長) 次に、日程第6 その他を議題といたします。まず教育委員の皆さんから、何かございませんか。

【委員なし】

(佐々木教育長) それでは事務局の方からお願いします。

(石橋次長) 以前に教育委員会会議の中で話題になった校則の件について資料収集が終了しましたので、その説明をいたします。

各学校の学校運営計画、学校経営計画の中に「生活のきまり」、「校則」という表記と表記そのものは、各学校において少しばらつきがありますが、頁数も多い学校、少ない学校があります。

前回の会議で委員の皆さんから議論の対象は、小学校にも「きまり」はあるが、「校則」という考えの中で中学校のみとしたので、厚田学園の後期課程を含む7校の「生活のきまり」、実際にお話をさせていただいた学校の経営計画の中に記載をされているものを印刷し、委員の皆さんにお配りをさせていただきました。

お配りをしたA3サイズの資料について説明をいたします。今回、話題になっているのは、「校則の見直し」でしたので、7校の校則の見直しの状況について把握をするための調査をいたしました。

資料をご覧いただきたいと思います。1つ目は校則の見直しをどのように行なっているかで「教師主導」、「生徒(生徒会)主導」、あるいは「それ以外のPTAとか、第三者が入る形」で見直しを行なっているかどうかの3択で、各学校に回答を求め、「教師主導」で行っている学校が4校で、「生徒(生徒会)主導」で行なっている学校が3校という回答を得ています。

2つ目の問いですが、実際に7校とも校則の見直しをして、何らかの形で見直しをしているということでしたので、簡潔にその手順と方法について回答を願ったものが2つ目の項目になります。

3つ目の項目は、実際に校則の見直しをしている場合にきちんと明文化しているルールがあるかどうかということ「ある」、「なし」で回答していただき、3校が「ある」、3校が「ない」という結果でした。回答がない浜益中学校については、最初にお配りをした学校の運営計画の中に、校則の見直しの手順を図式化したものがありますので、実際には「ある」という形になると思います。

4つ目の項目は、実際の校則の「見直しの時期」についてで、定期的にある時期に毎年行なっているかどうか、あるいは生徒アンケート・保護者アンケート等、声が上がった場合について見直しをしているかどうかという観点で「定期・不定期」という回答を得ています。学校数やその他については説明の省略をさせていただきます。

5つ目の項目は、実際に校則の見直しを行った時の具体的な内容で、空白になっている学校は、実際に校則の改定が直近ではなかったという際になります。記述は、7校中5校が記載をされていました。

6つ目の項目は、実際に校則の改定が行われた場合に保護者・地域・生徒も含めてどういう周知の方法があるかということで、こちらで改正があった学校の5校から回答を得ています。

7つ目の項目は、校則について保護者等から意見があったかどうかを尋ねています。7校のうち、回答があったのは1校のみで、上着としてパーカーを着ていいか、あるいは頭髪の基準だとか、Tシャツのインとかアウトとかという形を多分、学校では言うのでしょうか、指定のTシャツの裾をジャージの中に入れる、入れないということの声があったというのが、1校だけ回答としてありました。

8つ目の項目は、実際に校則の見直しはそれぞれの学校で何らかの形で行なっているということ踏まえて、その中で課題と思われることを記述してくださいということで4校から回答がありました。資料をご覧いただければ、わかると思いますので、書いてある中身をここで復唱することは、いたしません。

私のほうで集約をさせていただいた各学校の校則、それから見直しの状況について以上でございます。

(佐々木教育長)ただ今、説明された資料をご覧いただいて、お気づきの点等あれば、お願いいたします。

(松尾委員)まずは、市内7校分の校則について調査の集約をしていただきありがとうございます。

個別のルールをこの会議で議論するつもりはございません。集約結果を見ますと、もう少し自分達のルールを自分達で作って、自分達で守るという民主主義における基本を実地で生徒達に学んでもらう部分の観点からすると、少し子ど

も達の手からは、遠いところにあると思わざるを得ないと思います。

先日来、資料提供をした熊本市の見直しの方針が参考になるとと思いますが、まず、児童生徒が自ら考え、決めていけるような仕組みを構築し、必要かつ合理的な範囲内で校則が制定されること。それと、決めた校則は公表していくこと。そして、生徒達で校則について問題点がある場合に議論ができるような仕組みにさせていただくこと。

以上の3点については是非ご検討いただきたいと思います。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

(門馬委員) 集約結果の中で花川中学校の1番右に校則の課題に“生徒が「権利」と「自由」をはき違えないように留意する。”とありますが、きっと先生の立場から生徒に自由にあなた方が校則を決めなさいと言ったら、先生方の目から見て、外れた「きまり」を作ることがあるのではないかという心配をされているのかと感じました。

一度、校則というものに対する先生方の考え方もお聞きしてみたいと思いました。松尾委員がおっしゃったように生徒に民主的な方法で自分達の学校の「きまり」を決めさせた場合、とんでもない校則ができるという不安を先生方は、もしかすると思っていらっしゃるかもしれない。そうすると、学校経営が成り立たなくなるという思いもされているということがこの一行から垣間見えます。可能かどうかわかりませんが、先生方は校則に対し、そもそもどういうお考えを持っていらっしゃるかをお聞きしてみたい気がします。

教師主導で行なっている学校が4校ありますが、どういう考えに基づいて教師主導で行なっているかを伺ってみたいと思います。

(佐々木教育長) 代弁するわけではありませんが、校則というものは校長が決定する権限を持っているというのがありますので、多分そこから来ているんだろうと思います。

ただ、文科省の通知では、校長には決定の権限がありますが、決めるにあたっては、児童生徒や保護者等の参画場面等もきちんと作った上で、社会通念にあったような校則にしてくださいとなっているので、そのとおりになっていれば、今みたいなブラック校則がどうしたという話にはなっていないと思いますが、まだ少しどこかで滞っているところがあるかと思います。

ですから、松尾委員がおっしゃったように個別の校則で、これがいいとかこれが悪いとかではなく、教育委員会として考えるべきことは、もしも、そういう学校の中でどこかにその滞っているところがある場合、その通りが良くなるよう

にしていき、子どもや保護者が自分達の学校のルールがどういうものかいいんだということをしかりと考えるような機会を作っていくことだと思います。

(松尾委員)門馬委員がおっしゃられた花川中学校の部分の“生徒が「権利」と「自由」をはき違えないように留意する。”というのは非常に不思議だと思います。

「権利」は「義務」と対であって、「自由」は「責任」と対であると思います。「権利」と「自由」を対にしていると管理的な雰囲気という言葉に見えて正直仕方ないと感じました。これは感覚の問題もあるので、それをどうこうということではないのですが、この見直しの作業を進めるにあたって、このスタンスも含めて非常に重要になってくると思います。

門馬委員がおっしゃったように現場の先生方は校則に対しどうお考えなのかというところは私も聞く機会があれば聞いてみたいと思います。

(佐々木教育長)石橋次長、このことについて何かいい方法はありますか。

(石橋次長)委員の皆さんがおっしゃるとおりだと思います。どちらかという校則の見直しの作業について、各学校の回答では見直ししているという回答を得ていますが、学校はあまり見直しの作業自体を毎年のようにしてはいない、昔の校則と変わらない内容のところも確かにあります。ただ、そういう時代の先生方なので、まだ校則を簡単に変えていく感覚にはなっていないという気がいたします。

道教委からの通知も含めて積極的な見直しをとということも出てきていますし、校則の内容自体も社会情勢に合わせて見直ししているという回答を得ていますが、そうではない内容も含んでいる所もあるので、学校に対して校則について見直すことに少し目を向けさせていく必要があるという認識でいます。今回、調査をした結果を見てみて、そういう必要性自体を感じたところです。

(佐々木教育長)石橋次長、この花川中学校の“生徒が「権利」と「自由」をはき違えないように留意する。”についての真意等は、何かわかりますか。

(石橋次長)書いた本人でないこの真意等は不明ですが、先ほど言ったように、見直しを論議しながらしてきた経過はないので、“さあ自分達で校則を決めよう”と言うと、本当に好き勝手な校則が出てきてしまうのではないかという恐れがあるし、当然、自分達で決めるということであれば、それができるんじゃないのというような物言いを生徒がするのではないかという懸念は確かにあるのでは

と感じました。

(佐々木教育長) 他にご意見等ございませんか。

(根本委員) 各校の校則を見ていきますと、絶対に2種類の「きまり」になると思います。

1つ目は、学校の生活と学習をスムーズに過ごさせていくための基本的な動き、約束事等、例えば、登下校は何時までとか授業は何時間行い、休憩はこの時間帯で行うという「きまり」は、どうしてもスムーズに過ごすために必要な部分です。

2つ目は、身だしなみで、この部分が一番脂っこいところなんだと思いますが、中学生に決定権を預けて大丈夫なのかと教師も心配するような制服の着方、髪型、髪を染めること、アクセサリ等の身だしなみの部分です。

生活と学習をしていくことは中学生ですから、当然のことでスムーズにならなければいけないので、あまり変更点はないかもしれないのですが、この両方に渡って、やはり点検をしていったほうが良いと思います。

参考になるのが浜益中学校の校則の修正の仕方がフロー図で纏められていて、凄くシステムティックになっています。生徒会で考えたことが職員会議にも点検されるという、生徒の意見と先生の意見の両方が組み合わさって、一緒に作られる形になっています。

民主主義は面倒なものですが、この手順を踏むことで生徒も納得のいく校則が作りやすくなるのではと思います。

ですから、毎年このような手順で行いますと問題になる部分については考えていこう、そうすると「きまり」を守りやすくなっていき、そして、非常識なものもだんだん駆逐されていくのではないかと思います。

(佐々木教育長) 他にご意見等ございませんか。

【意見等なし】

(佐々木教育長) ご意見等ないようであれば、今後は、教育委員会から学校に対して何らかの方向性についての文書を発出することになりますので、次回の会議で本日いただいたご意見等も踏まえ、どういった文書を学校に通知するかの原案をお示しし、またこの会議でご検討いただく形にしたいと思いますので、よろしく願います。

次は、「札幌市立夜間中学校への受け入れに係る覚書について」の説明を東総

務企画課長お願いします。

(東課長) 私から札幌市立夜間中学校における近隣市町村住民の受け入れに係る覚書の締結完了について報告をいたします。

この覚書の締結につきましては、去る6月8日付けで、札幌市から正式に締結についての依頼がございまして、それに向けて手続を進めていたところでございます。先の6月23日付けで、札幌市から締結した旨、通知があったところでありまして、一昨日、覚書の原本も札幌市から送付をされてきたところです。

今後の事務手続であります。広報いしかり8月号に夜間中学校の開校と生徒募集等について札幌市が示す案に基づいて記事を掲載する他、市ホームページも活用しながら、周知を図って参りたいと考えております。

(佐々木教育長) ただ今の報告についてご質問等あればお願いします。

(松尾委員) 石狩市としてこの夜間中学についてのプレスリリースを行いますか。

(東課長) いいえ、石狩市としては行いません。札幌市で開設する学校ですので、札幌市の意見も確認して、石狩市独自ではなく近隣市町村と同一の周知方法を行う予定です。今後、札幌市から必要に応じて周知についての動きがあるかと思えます。

(松尾委員) わかりました。情報の発信方法は、通学可能な近隣地域の自治体と足並み揃えるということですね。

(東課長) はい、そのとおりです。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) 他にご質問等ないので、次に「GIGAスクール用タブレット端末の家庭への持ち帰り」について伊藤学校教育課長から説明をお願いします。

(伊藤課長) 私からは、国が提唱している「GIGAスクール構想に伴う1人1

台端末の家庭への持ち帰り」について報告をさせていただきます。

現在、令和2年度中に導入をいたしましたタブレット端末を用いまして、各学校において4月以降この端末を活用した授業が進められている状況でございます。

6月10日付けで、各学校長に端末の持ち帰りについて通知をしておりますので、その内容について説明をいたします。今回、通知を出しました内容といたしましては、1つ目として夏季休業期間中に各家庭に1人1台端末及びアダプターを持ち帰り、各家庭においてインターネットに接続できる環境であるかの確認をしていただくこと。

2つ目として、各学校と児童生徒の間でのコミュニケーションツールとして活用をすること。このコミュニケーションツールとしての活用の部分につきましては、この端末の中に入っているアプリケーションで「Teams」がございますが、これは「Zoom」のように動画等でお互いにコミュニケーションを図ることができるものです。この「Teams」を活用して学校と家庭の間でのコミュニケーションを行なう時に、例えば、アンケート機能を活用して体調管理の報告をすとか、「Teams」を使って定期的な朝の会を行うとか、いろんなやり方がございますので、これにつきましては、各学校・各学級等の実情に応じて行なっていただくこと、この2点について夏季休業期間中に実施をしてくださいということが1つであります。

2つ目、夏季休業期間明けから来年3月末までの間におきまして、各家庭に端末を持ち帰り、定期で持ち帰る、例えば月に1回、2回持ち帰ったり、不定期で持ち帰るといったり、いろいろ持ち帰りの方法はあると思います。持ち帰りをした上で、学校と各児童生徒とのコミュニケーションツールとしての活用をする。そして、もう1つとしてはコロナ禍の影響等によりまして、授業へ参加できない児童生徒がいる場合がございます。これは、コロナに感染した児童生徒の場合もありますし、濃厚接触者に指定された児童生徒、さらには学級閉鎖・学年閉鎖、こういったことによって授業に参加できない児童生徒がいた場合については、端末を用いて、コミュニケーションツールとして活用を行うというものでございます。

授業に参加できない児童生徒の中には不登校の児童生徒も含むという通知をいたしておりまして、これについては必ずしなければならないということではなく、不登校の児童生徒が望んだ場合には、コミュニケーションツールとしての活用可能であることの通知をしているところでございます。

この時には、端末に内蔵されていますアプリケーションの「AIドリル」を家庭で実施することも可能な状況でございます。なお、この「AIドリル」は、各学年の単元によって設定されています。

児童生徒の自宅にインターネット環境がない家庭も中にはあることを把握しています。昨年5月の調査で全体の約20%、約1,000家庭がインターネットの回線がないという結果が出ておりますが、すでに6月10日以降にインターネット回線のない家庭に対するモバイルWi-Fiルーターの無償貸与の案内を发出しております。現在、各学校を通じて教育委員会へモバイルWi-Fiルーターの貸与の申し出を受け付けている状況でございます。

(佐々木教育長)ただ今の報告についてご質問等ございましたらお願いします。

(松尾委員)持ち帰りのタブレット端末について質問したいのですが、各家庭での利用状況・使用時間帯の把握や、どういうサイトに繋がる・繋がらない等は、教育委員会や学校で、どの程度コントロールできるのでしょうか。

(伊藤課長)今回、持ち帰りに際しまして、まず、各家庭の保護者に対し「確認書」という書類を学校に提出いただくようにしており、この確認書を提出していただかないと家庭へ持ち帰れないルールとしたいと考えているところです。

この確認書の中は、事細かではないのですが、ルールに基づいて使うことの記載がありまして、個人情報の取り扱い等も記載をしています。確認書を出していただくことが1つ。それと学校から持ち帰る際に、各学校が定める「持ち帰りのルール」を、保護者に配布をする予定でございます。

各学校が定めるルールの中には、「どういう利用をしてはいけない」、「どういう時間帯で使いましょう」等、本当に細かい内容が記載されてます。確認書を配布して、ルールに基づいて各家庭で端末を使ってもらうことを現在、想定をしながら事務を進めているところでございます。

(松尾委員)わかりました。さらに質問したいのですが、こういう端末は、いろいろとコントロール設定が可能で、例えば何時から何時は使えないようにするとか、相応しくないサイトには繋がらないようにするとか、具体的にどれくらいコントロールできるのでしょうか。

(伊藤課長)あらかじめ配布している端末にフィルタリング設定してございまして、危険なサイト、例えばギャンブルのサイトとか、ポルノサイト等については、繋がらないようなフィルタリングを行っております。このフィルタリング設定で、一定程度インターネット上の閲覧できるサイトについては、制約されるものと考えております。

利用時間の部分につきましては、現在、利用時間における設定は、特に行なっ

ていない状況です。今後、例えば夏休みに持ち帰った以降、どのような時間に利用されているのかを、ログ等からも調査可能と思いますので、状況を見ながら利用時間の制限ということも必要になってくるのかどうかを今後、判断して参りたいと考えております。

(松尾委員)わかりました。端末にフィルタリング設定は行おうが、利用時間の制限のところまでは組み込まずに利用時間のデータを確認して、その上で検討するということのことですね。

(伊藤課長)そのとおりです。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)ご質問等がないようでございますので、次へ行ってよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)それでは、次に「子どもと保護者のネットリテラシー向上に向けて」について鈴木教育支援課長から説明をお願いします。

(鈴木課長)それでは、私の方で資料を使って説明をいたします。ただ今、伊藤学校教育課長が説明しましたGIGAスクール用タブレット端末と関連する部分がありますが、私からは「子どもと保護者のネットリテラシー向上に向けて」について報告をいたします。

「ネットリテラシー」の言葉の意味は、「インターネットを正しく使いこなすための能力」でございます。今回の話は、この「ネットリテラシー」というテーマについて教育委員会として昨年度までに取り組もうと考えていたことが、まず1つでございます。

続きまして、GIGAスクール構想によって方向性を変えて、資料の1頁の3番目に教育委員会が連携して取り組んでいくという流れに沿ってお話をいたします。左側、中心のネットリテラシー向上に向けて問題意識を含めての部分ですが、現在、ネットに起因するトラブルが全国的に多発し、石狩市においても、スマホ等の長時間使用傾向が調査の中で続いていることと、学力向上の課題があ

る状況が続くという背景があります。その中で、家庭教育の部分で、教育委員会として何か取組をしていかなければならないという問題意識を持っています。

取組内容として、全家庭ではなくスマホ等ネット接続可能な機器を持っている児童生徒の家庭について、子どもがそういった機器を持つ前に家庭内でルールを作ってもらい、学校のライセンス制度というものを作って地域の当たり前にし、そして、さらには今後、コミュニティ・スクールも関与してもらおう考えを持っておりました。

その後、G I G Aスクール構想により児童生徒は1人1台端末の時代が来ました。資料の右側の3番目、文科省から、「G I G Aスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用について」に沿って教育委員会として、こういう視点を考えなさいという通知が発出され、大きく3つのポイントがございます。

本文6と書かれている通知文の記載の部分で1つ目のキーワードとしては、“情報モラル教育を充実させる”本文8中段及び別添3に、“安全安心なG I G A端末持ち帰りのための保護者の説明”、本文8後段に“G I G A端末を含む端末利用に関する家庭のルールづくりの促進”、この3つが教育委員会と学校に求められる項目になっております。これを受けて、家庭に必要な働きかけを行って進めていこうという考えでございます。

資料の裏面で、今後、教育委員会内でそれぞれの課の役割の中でここを進めていきたいというもので、G I G Aスクール構想に基づく家庭への持ち帰り等については、先ほども伊藤学校教育課長から説明がありましたが、流れとしましては、1番目、学校において情報モラル教育の一環として、G I G A端末をどのように使うのかを学校と児童生徒と一緒に決めて使用することが第1段階でございます。

第2段階としまして家庭への持ち帰りが始まりますが、その時にまず保護者に自分の子どもが学校でどのようなルールで使っているのかを理解してもらいながら、同じようなルールで家庭内にて使っていただくこと。ここまでが、G I G Aの部分でございます。

さらに3番目、G I G A端末を含むスマートフォンあるいはゲームの部分で子どもが使っている中で、家庭内にてルール作りをしてもらうためにネットモラルに関する啓発資料、またフィリタリングとか、ペアレントコントロール等、様々なコントロールをするための方法があるということも知っていただくこと。さらに、将来的にG I G A端末を持ち帰る時期が来た時に、その啓発資料を児童生徒、家庭で見てもらいながら、そこで保護者の理解を得て、家庭内の利用ルールを作成する家庭を増やしていき、最終的には、この部分をコミュニティ・スクールと連携しながら、地域の取組として展開をしていきたいということを描い

ております。

「子どもと保護者のネットリテラシー向上に向けて」について、このようなことに取り組んでいきたいということで私からの報告とさせていただきます。

(佐々木教育長)ただ今の報告について、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

(門馬委員)児童生徒が持ち帰った端末を保護者が利用することは想定されませんか。

(伊藤課長)現在、各学校では、ペーパーレス化を進めている状況がございまして、学校だより等もメール等に添付して配信している学校もあると聞いております。今後、学校だより、学校からのお便り等を含め、端末に配信されると推測されることから、保護者についても端末を利用することがあります。

例えば、端末を用いて保護者がネットショッピングをすることはいけないということルールにする予定でございます。

(門馬委員)わかりました。保護者が端末を利用することは可能なんですね。さらに質問したいのですが、例えば、児童生徒の端末を使ってネットショッピングをすること、あるいはフィルタリング設定範囲外の動画を見ることは現実的に可能でしょうか。

(伊藤課長)はい。フィルタリング設定範囲外のサイトであれば、ネットショッピングをすることや動画を見ることも物理的に可能です。

(門馬委員)わかりました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

(松尾委員)持ち帰った端末の利用履歴の取扱いについて確認したいのですが、どこのサイトに繋がって何をしていたか等が端末に全部ログとして残りますということをご家庭にも含めて通知するという理解でよろしいでしょうか。

(伊藤課長)そのとおりです。あらかじめ確認書の中にログが残ること、ログを市教委として利用することがあるという通知をする予定でございます。なお、一つ一つ、何をみたというものを保護者に伝えるわけではございません。

(松尾委員)わかりました。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)他の自治体で先進的にGIGAスクール用タブレット端末の持ち帰りを実施している学校も日本全国の中にありますが、端末の持ち帰りによるトラブルが絶対に起きるとい話でございます。

そのトラブルを恐れて持ち帰りを実施しない場合、いつまで経っても実施できないから、多少のトラブルがあっても、そのトラブルを克服するために皆で考えること自体がもう一つの教育活動にもなりますから行いましょうということ、石狩市も勇気を持って進んでいきたいと考えております。

(佐々木教育長)他にご質問等ございませんか。

(松尾委員)ネットリテラシーとは直接関係がありませんが、保護者も端末を使う場面があるということなので、検討していただきたいのですが、保護者から学校へ提出する書類は、山ほどありますので、端末を使いデータ提出が可能になれば、提出をする保護者も集約をする教職員も効率が良くなり、保護者からも非常に喜ばれると思います。

(佐々木教育長)松尾委員、ご意見ありがとうございます。他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)他にご質問等ないようですので、その他については了解ということではよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)ご異議なしと認め、その他については了解いたしました。それでは以上で、日程第6 その他を終了いたします。

日程第7 次回定例会の開催日程

(佐々木教育長)次に、日程第7 次回会議の開催日程を議題とします。次回は、7月27日火曜日13時30分からを予定しておりますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、公開案件の審議は終了いたします。引き続き、非公開案件の議案第1号から第5号に係る説明員以外の方は、ご退席願います。

【非公開案件の審議等】

14時55分～15時04分

閉会宣言

(佐々木教育長)以上をもって、6月定例会の案件は全て終了いたしました。これをもって、令和3年度教育委員会会議6月定例会を閉会いたします。

閉会15時04分

【非公開案件の審議等の結果】

議案第1号 令和3年度一般会計予算(第4号補正)について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

議案第2号 石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

	区 分	氏 名	性別	所属団体等	解嘱する理由
1	石狩市立学校職員	吉田 篤弘	男	石狩市校長会 (花川南小学校校長)	人事異動による
2	関係機関の職員	百瀬 彰幹	男	北海道警察札幌方面 北警察署生活安全課	人事異動による
3		上ヶ嶋 浩幸	男	石狩市保健福祉部 子ども相談センター	人事異動による

解嘱する日 令和3年6月30日

議案第3号 石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

	区 分	氏 名	性別	所属団体等
1	石狩市立学校職員	設楽 真奈美	女	石狩市校長会 (緑苑台小学校校長)
2		東峰 宏紀	男	石狩市教頭会 (石狩八幡小学校教頭)
3		七宮 義通	男	石狩市教頭会 (花川南中学校教頭)
4	関係機関	渡邊 禎	男	北海道警察札幌方面北警察署生活安全課
5		宮 一作	男	石狩市保健福祉部子ども相談センター

委嘱期間 令和3年7月1日～令和4年6月30日

議案第4号 石狩市いじめ問題調査委員会委員の解嘱について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

	区 分	氏 名	性別	所属団体等	解嘱する理由
1	医療に関する専門的な知識及び経験を有する者	前田 珠希	女	北海道大学病院精神科神経科	人事異動による

解嘱する日 令和3年6月30日

議案第5号 石狩市いじめ問題調査委員会委員の委嘱

原案どおり可決した。(質疑等省略)

	区 分	氏 名	性別	所属団体等
1	医療に関する専門的な知識及び経験を有する者	須山 聡	男	北海道大学病院児童思春期精神医学研究部門

委嘱期間 令和3年7月1日～令和4年6月30日 委嘱期間は前職者の残任期間である。

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年9月29日

教育長 佐々木 隆哉 _____

署名委員 松尾 拓也 _____